

公文書部分開示決定通知書

第64-13号
平成29年3月29日

小川 賢 様

群馬県知事 大澤 正明



平成28年6月30日付けで提出のあった公文書開示請求書(補正書)に記載された公文書の開示については、群馬県情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて開示することを決定したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示を請求された公文書の内容又は件名	現在、安中市岩野谷地区の水源地帯約140ヘクタールで、日刊スポーツによるゴルフ場計画跡地に、事業者である安中ソーラー合同会社がメガソーラー施設設置計画を進めているが、このうち4月26日付け〔原文まま〕で群馬県に提出された林地開発許可申請に関する次の情報。 <最優先で開示を請求するもの> ①林地開発許可申請書 ④工程表 ⑤申請者の信用及び資力に関する書類 ⑧地域住民又は市町村の長との協定書 ⑨残置森林等の保全に関する協定の締結について ⑩残置森林等の保全に関する協定書 ⑬隣接土地所有者の同意書
開示の日時	本通知書と同封し送付する公文書の写しの請求人元への送達日
開示の場所	請求人へ公文書の写しを送付して開示
開示の実施方法	請求人へ公文書の写しを送付して開示
開示しない部分の概要及びその理由	別紙のとおり
※開示しない理由がなくなる期日	年 月 日
事務担当課等	環境森林部森林保全課森林管理係 電話番号 027-226-3255 (直通)
備考	今回、請求人に送付して開示(部分開示)する公文書は、「④工程表」及び「⑤申請者の信用及び資力に関する書類」中の「安中ソーラーに関する事業スキーム図(詳細)」です。なお、その他の公文書については、平成28年7月8日に開示(部分開示)済みです。

注 公文書の開示により得た情報は、群馬県情報公開条例第24条の規定により、適正に使用しなければなりません。

別 紙

文 書 名	非 開 示 部 分	非 開 示 理 由
<p>申請者安中ソーラー合同会社による平成28年4月15日付け林地開発許可申請に係る文書中の次の文書</p> <p>① 林地開発許可申請書、④ 工程表、⑥ 申請者の信用及び資力に関する⑧ 地域住民又は市町村の長との協定書、⑨ 残置森林等の保全に関する協定の締結について、⑩ 残置森林等の保全に関する協定書、⑬ 隣接土地所有者の同意書</p> <p>※附番数字は、開示請求書に記載された開示請求文書の附番数字である。</p>	<p>「① 林地開発許可申請書」中、印影</p> <p>「④ 工程表」中、連絡先（林地開発許可申請書作成の責任者）のうち担当者氏名</p> <p>「⑤ 申請者の信用及び資力に関する書類」中、 ・ 会社定款の事業者印影 ・ 融資意向表明書中金融機関名、当該金融機関印影及び融資限度額</p> <p>「⑬ 隣接土地所有者の同意書」中、個人名、住所及び印影、隣接地番、事業者印影</p>	<p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】 登録された法人印であり、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、申請者において、むやみに公にしていけないものであり、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、申請者の正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>【情報公開条例第14条第2号該当】 ・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため。</p> <p>【情報公開条例第14条第3号イ該当】 ・ 印影については「① 林地開発許可申請書」に記載した非開示理由と同様</p> <p>・ 「融資意向表明書」は、申請者の金融機関との取引関係に関する情報を含む文書であり、取引金融機関名及び融資限度額は、開発事業に関する通常一般に入手できない情報であり、公にすることで、当該申請者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p> <p>【情報公開条例第14条第2号該当】 ・ 承諾書は、個人の住所・氏名及び同意に係る個人の意思表示の有無を含む文書である。個人名は個人を識別することができるものであると同時に当該意思表示を示す個人を特定するものであり、これを公表すると当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。地番については、他の情報（登記事項証明書）と照合することにより、当該土地の所有者個人を識別することが可能となるため。</p> <p>・ 印影については「① 林地開発許可申請書」に記載した非開示理由と同様</p>

工程表 (進捗状況表)

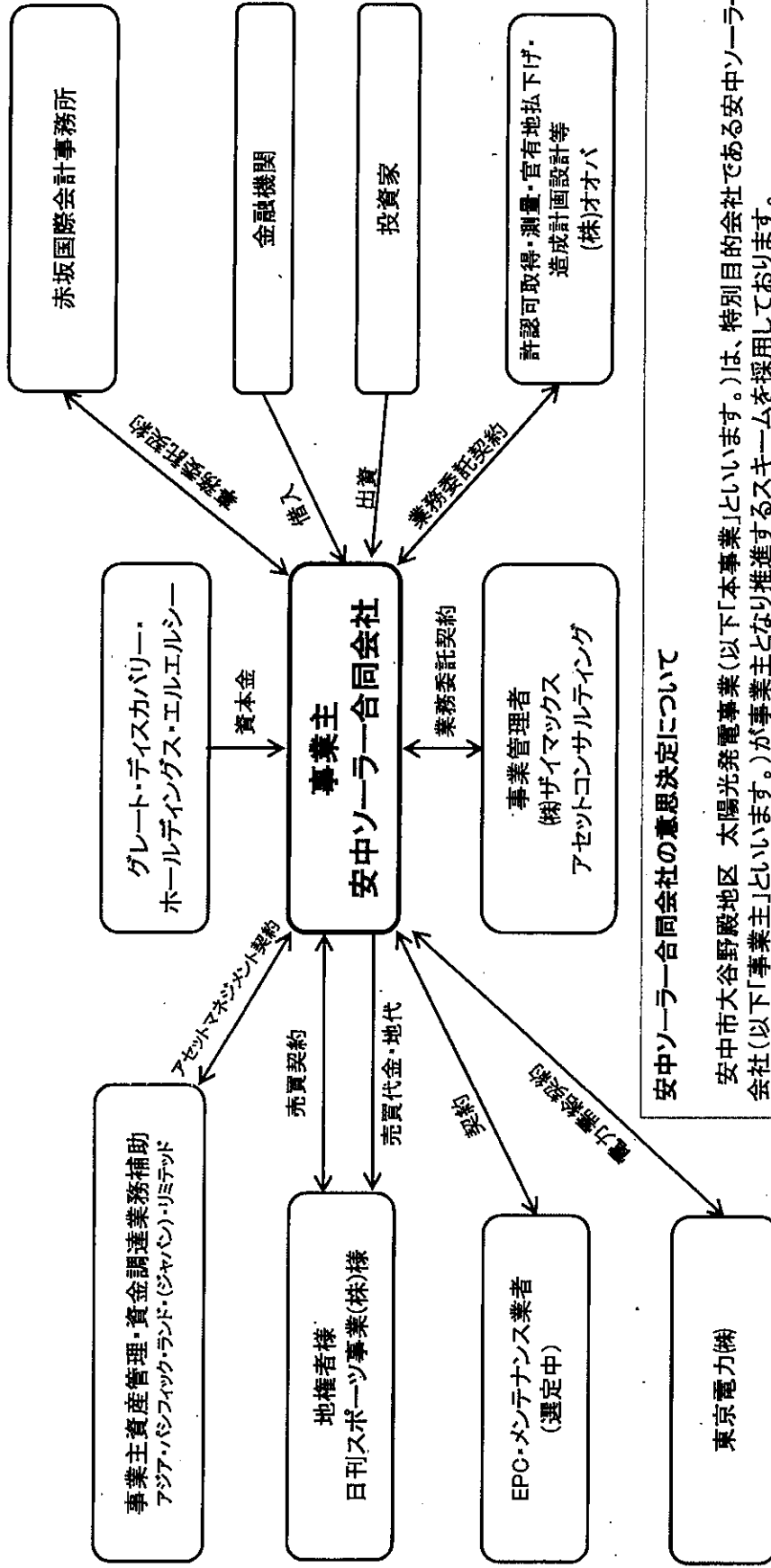
[開発行為施行期間 2年2ヵ月間]

工 種	2016年				2017年				2018年				構 成 比 (%)	進 捗 率 (%)	備 考
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12			
準備			■												
測量			■												
伐採・伐根			■												
防災工事			■												
土工事			■												
整地造成工事				■											
張芝工事							■								
排水工事					■										
道路工事								■							
植栽工事							■								
電気設備設置工事						■									
電気設備試験・調整										■					
残整理											■				
計											全体進捗率	%			

- (注) 1 本表は、工程表及び進捗状況表として使用し、開発行為施行期間は開発行為に係る工期を月単位で記載する。
 (1) 再開届及び期間延長届に添付の工程表として使用する場合は、変更前を黒書、変更後を朱書の2段書きとする。
 (2) 進捗状況表として使用する場合は、現在の許可内容を黒書、進捗状況を朱書の2段書きとする。
 2 申請の開発行為が大規模かつ長期にわたる計画の一部である場合は、全体計画の工程表と期別の工程表を作成すること。
 3 構成比及び進捗率は、事業費によること。

連絡先	申請者 (担当者)	安中ソーラー合同会社 担当者 TEL () -
	林地開発許可申請書作成の責任者	住 所 東京都目黒区青葉台4丁目4番12-101号 株式会社 オオバ東京支店 氏 名 担当者 まちづくり部 [REDACTED] TEL (03) 3460-0110

安中ソーラーに関する事業スキーム図(詳細)



安中ソーラー合同会社の意思決定について

安中市大谷野殿地区 太陽光発電事業(以下「本事業」といいます。)は、特別目的会社である安中ソーラー合同会社(以下「事業主」といいます。)が事業主となり推進するスキームを採用しております。

本事業の推進に関しては、スキーム図に記載の通り事業主と契約を締結している各々の企業(以下「各契約当事者」といいます。)がその役割に従い連携し合って推進していくこととなりますが、事業主としての意思決定は、アジア・パシフィック・ランド・(ジャパン)・リミテッドが、事業推進を行う(株)ザイマックス・アセットコンサルティングの意見や金融機関を含む各契約当事者の意向や状況をとりまとめた上で事業主へ助言を行い、事業主は代表社員(注)であるグレート・ディスカバリー・ホールディングスの決定をもって、事業主としての意思決定を行う仕組みとなっております。(注:合同会社の場合、いわゆる親会社のことを代表社員と申します。)

具体的な本事業の推進体制につきましては、貴県を含みます官公庁・地権者様・周辺住民の方々・その他関係者様への連絡窓口は(株)ザイマックス・アセットコンサルティングが、許認可手続きの具体的な実務については(株)オオハがその役割を担うこととなります。